

大芝公園（交通ランドを含む。）

指定管理者応募要領

平成29年7月

広島市道路交通局

《 目 次 》

1	指定管理者の募集の趣旨	1
2	施設の概要等	1
3	指定期間	1
4	指定管理者が行う業務	1
5	管理の基準	2
(1)	休園日	2
(2)	開園時間等	2
(3)	平等な公園の利用等	2
(4)	ゴーカートについて	2
(5)	関係法令等の遵守	2
(6)	管理経費の削減	2
(7)	権利譲渡の禁止	2
(8)	包括的な再委託の禁止	2
(9)	守秘義務	3
(10)	情報公開	3
(11)	その他留意事項	3
6	指定管理料に関する事項	3
(1)	使用に係る料金	3
(2)	指定管理料	3
(3)	指定管理料の支払方法	3
7	指定の取消し等	3
8	申請資格等	4
(1)	基本的事項	4
(2)	選定基準	4

(3) 欠格事項	4
(4) 法定雇用障害者数を達成していない申請者が提出する書類	5
9 応募要領の配布時期、現地見学会等	5
(1) スケジュール	5
(2) 応募要領の配布期間、場所等	5
(3) 現地見学会の開催日時、場所等	5
(4) 質問の受付	6
(5) 申請書の受付	6
10 提出書類・提出部数	6
11 管理運営に関する収支計画書の開封	6
12 その他留意事項	6
13 審査及び選定に関する事項	7
(1) 審査方法等	7
(2) 仮協定・協定の締結	7
(3) 評価方法	7
(4) 選定審査対象からの除外	7
(5) 審査結果の通知及び公表	7
(6) その他	7
14 管理業務仕様書	9
15 広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者分抜粋）	21
16 個人情報取扱特記事項	28
17 大芝公園（交通ランドを含む。）指定管理者の申請者の評価基準	29
18 備品一覧表	30
19 提出書類一覧	
・様式1 指定申請書（単独団体用）	

- ・様式2 指定申請書（ジョイント方式により構成された団体用）
- ・様式3 ジョイント方式により構成された団体の構成員名簿兼委任状
- ・様式4 管理運営に関する事業計画書
- ・様式5及び様式5別紙 管理運営に関する収支計画書及び内訳書
- ・様式6 広島市が推進すべき施策に関する報告書
- ・様式7 団体の概要
- ・様式8 役員名簿
- ・様式9 障害者雇用状況報告書（報告義務のない団体用）
- ・様式10 障害者雇用計画書
- ・様式11 宣誓書
- ・様式12 申請関係質問票
- ・様式13 現地見学会参加申込書
- ・様式14 辞退届
- ・様式15 委任状

大芝公園（交通ランドを含む。）指定管理者応募要領

1 指定管理者の募集の趣旨

これまでは、公の施設の管理を自治体が外部に委ねる場合は、相手先が地方自治体の出資法人や公共的団体などに限られていましたが、指定管理者制度の導入（平成15年9月改正地方自治法施行）により、議会の議決を経て指定された民間事業者を含む幅広い団体（指定管理者）に当該施設の管理を委ねることができるようになりました。

今般、大芝公園（交通ランドを含む。）の指定期間が平成30年3月31日で終了することに伴い、指定管理者候補の選定にあたり広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

2 施設の概要等

ア 名称 大芝公園（交通ランドを含む。）

イ 設置目的

都市公園の中に模擬道路や交通施設を設け、児童等の遊びを通して交通安全思想の普及を図るとともに、交通ルールの知識や正しい横断方法など実践的行動を教える場を提供する。

ウ 所在地 広島市西区大芝公園1番50号（別図参照）

エ 面積 公園面積 16,789㎡

オ 開園日 平成11年10月1日

カ 駐車場 24台

キ 施設等

(7) 研修棟（面積345.15㎡、軽量鉄骨造、地上2階建）

1F 事務室、便所、湯沸室、休憩室、倉庫

2F 研修室

(4) ゴーカート車庫（燃料庫含む）（面積90㎡、軽量鉄骨造、地上1階建）

ク 交通機関 ・バス 大芝町下車 東へ約250m

・アストラムライン 白島駅から約900m

・JR 横川駅から約1.5km

3 指定期間

平成30年4月1日から平成34年3月31日までの期間（4年間）

4 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務（詳細は、「大芝公園（交通ランドを含む。）指定管理業務の仕様書」参照のこと。）

- (1) 交通施設の維持管理、修繕（市があらかじめ指定する大規模な修繕工事を除く。）、清掃、警備、利用状況調査等に関すること。
- (2) 交通施設を一般の利用に供すること。（利用案内、申込受付、連絡調整等を含む。）
- (3) ゴーカート利用者の整理及び指導並びに事故発生時における救護、処置等に関すること。

5 管理の基準

指定管理者制度は、従来の公の施設の管理委託制度とは異なり、指定管理者が施設の管理権限と責任を有し、施設の管理を代行する制度です。指定管理者は、施設の適正な管理を確保しつつ、住民サービスの質の向上を図っていく必要があります。

(1) 休園日

1 2月29日～1月3日（ゴーカートの運休日：月曜日（月曜日が、国民の祝日に関する法律に規定する休日（5月3日及び同月4日を除く。）に当たるときはその翌日とし、同月3日又は同月4日に当たるときは同月6日とする。）

なお、休園日は都合により臨時に変更することがあります。

(2) 開園時間等

午前9時～午後5時（ゴーカートの運行時間：午前9時～午後4時）

なお、開園時間等は都合により臨時に変更することがあります。

ア 応募にあたっては、現行の開園時間等を維持することが最低条件になります。

休園日や開園時間の変更についての提案も可能です。

ただし、ゴーカートの安全性確保のためのメンテナンスやゴーカートの走行に伴うエンジン音の近隣住民への配慮等を十分に行ってください。

なお、ゴーカートコース等には夜間照明設備は設置されていません。

イ 市民サービスの向上を図るため、市において、必要があると判断したときは、休園日や開園時間を変更する場合があります。

ウ 現行の開園日、開園時間を超えて開園する場合の必要経費は、指定管理者の負担となります。

(3) 平等な公園の利用等

公の施設であることを常に念頭において、公平な管理運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないでください。

また、施設の設置目的を効果的に達成できるよう、常に善良なる管理者の注意をもって業務を行ってください。

(4) ゴーカートについて

・ゴーカートの保有台数 ひとり乗り 10台、ふたり乗り 10台（詳細は別紙1）

・ゴーカートの乗降場数 2か所（ひとり乗り用、ふたり乗り用各1か所）

・ゴーカート使用料（有料公園施設）

ひとり乗り 個人 100円（30人以上の団体 80円）、

ふたり乗り 個人 150円（30人以上の団体 120円）

(5) 関係法令等の遵守

指定管理者は、大芝公園（交通ランドを含む。）の管理に関する業務を行うに当たっては、地方自治法、都市公園法、都市公園法施行令、都市公園法施行規則、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、労働基準法、最低賃金法、広島市公園条例、広島市公園条例施行規則、広島市個人情報保護条例その他関係法令等を理解し、遵守してください。

(6) 管理経費の削減

事業計画書等に基づき、利用者が快適に施設を利用できるよう適正な管理運営を行うとともに、管理運営経費の削減に努めてください。

(7) 権利譲渡の禁止

指定管理者に指定された際に締結する協定に基づく権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させることはできません。ただし、あらかじめ広島市の書面による承諾を得た場合は、この限りではありません。

(8) 包括的な再委託の禁止

指定管理者は、管理運営業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできま

せん。ただし、業務の一部（清掃、警備、ゴーカートの保守点検など）については、専門の事業者へ委託することができます。

(9) 守秘義務

指定管理者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはいけません。指定期間の終了後及び指定の取消後も同様とします。

(10) 情報公開

指定管理者は、広島市情報公開条例の趣旨に則り、情報公開に関する必要な事項を定めてください。

(11) その他留意事項

ア 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めてください。

イ 省エネルギーに努めるとともに廃棄物の発生を抑制し、環境に配慮した管理を行ってください。

ウ 広島市（西区維持管理課）が直営で管理する部分があるため、広島市（西区維持管理課）と密接に連携を図りながら管理運営を行ってください。

エ 施設の形質は、変更しないでください。ただし、広島市の承認を受けたときは、この限りではありません。

6 指定管理料に関する事項

(1) 使用に係る料金

施設の使用料（ゴーカート使用料）は、すべて広島市の歳入となります。また、施設の使用料の額は広島市が定めます。

指定管理者は使用料の収納及び広島市への納入を行います。

(2) 指定管理料

ア 指定管理料の上限額

広島市が支払う指定管理料（4年分）の上限額は5,576万8千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とします。

なお、指定期間中に消費税率が引上げられた場合は、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講じます。

イ 指定管理料の額について

指定期間における指定管理料の額については、「大芝公園（交通ランドを含む。）指定管理業務の仕様書」等を参考にして申請者が算出し、収支計画書（様式5）に記載してください。ただし、提案額が上記「ア 指定管理料の上限額」を超える場合は、選定の対象外となります。

また、指定管理者として指定された場合、指定管理料の額は、広島市と指定管理者が締結する協定において定めます。

(3) 指定管理料の支払方法

会計年度（4月1日から翌年3月31日までの間）ごとに、以下に定める方法により支払います。なお、支払い時期等は協定において定めます。

ア 指定管理料については、原則、前金払いとします。

なお、指定管理者の申し出によって、概算払いとすることができます。

イ 広島市から指定管理者への支払は、毎月払いとします。

7 指定の取消し等

広島市は、指定管理者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

- (1) 条例、規則等に違反したとき。
- (2) 業務に際し不正行為があったとき。
- (3) 広島市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (4) 指定管理者の申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (5) 別記「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）」に定める暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者に該当（役員が該当する場合を含む。以下「暴力団等」という。）することが判明したとき。
- (6) その他指定管理者に業務を行わせておくことが不可能、困難又は社会通念上不相当と広島市が判断したとき。

8 申請資格等

(1) 基本的事項

申請者は、法人その他の団体とし、法人格を問いません。（株式会社、任意団体等の組織の形態を問いません。個人は申請資格を有しません。）

ア 複数の団体による共同申請

ジョイント方式により構成された団体は、構成員の中から代表となる団体を定めてください。なお、申請日以後の代表団体及び構成員の変更は原則として認めません。

当該ジョイント方式により構成された団体の構成員は、別のジョイント方式により構成された団体の構成員となり、又は、単独で申請することはできません。

イ 新たな法人の設立

新たな法人を設立する場合は、その法人を申請者としてください。申請時に設立されていない場合でも申請できることとしますが、仮協定書締結までに、法務局登記官の受領書その他これらに準ずる書類を提出してください。

(2) 選定基準

申請者は申請に当たり、次に掲げる基準のすべてに適合する必要があります。

ア 市民の平等利用が確保されること。

イ 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮されるものであること。

ウ 事業計画に沿った公園の管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。

エ 管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 欠格事項

申請者が申請日において、次のアからエまでのいずれかに該当する場合は、選定の対象外とします。

ア 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合

イ 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合

ウ 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合

エ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、

障害者雇用納付金も滞納している場合

(※) ジョイント方式により構成された団体の場合は、団体を構成する会社等のうち 1 社でも欠格事項に該当する場合ときは、当該ジョイント団体は選定の対象外とします。

(※) 暴力団等は、欠格事項アにより選定の対象外となります。また、暴力団等に該当しないか確認するため、申請者の役員の氏名等に係る情報を関係する官公庁へ提供します。

(4) 法定雇用障害者数（注1）を達成していない申請者が提出する書類

申請者が、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定める障害者雇用状況報告書の作成時点（6月1日）において、法定雇用障害者数を達成していない場合は、障害者雇用計画書（様式9。注2）を提出し、同計画に基づき確実に障害者を雇用してください。

法定雇用障害者数を達成していないにもかかわらず、障害者雇用計画書を提出しない場合、又は提出された障害者雇用計画書の内容が著しく不相当であると広島市が認めた場合は、選定の対象外とします。

指定管理者の指定を受けた後は、業務実施報告（月例報告）等により障害者の雇用状況を報告していただきます。また、法定雇用障害者数の達成状況等を市議会に報告するとともに、広島市ホームページにて公表します。

なお、障害者雇用計画を達成していない場合は、理由書等の提出を求め、指導を行います。

(注1) 「法定雇用障害者数」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に基づき算出されたものをいう。

(注2) 障害者雇用計画書は、その終期までに法定雇用障害者数を達成するよう作成してください。

9 応募要領の配布時期、現地見学会等

(1) スケジュール

ア 応募要領の配布	平成29年7月14日から平成29年9月29日まで
イ 現地見学会の開催	平成29年7月25日
ウ 質問受付期間	平成29年7月26日から平成29年8月10日まで
エ 申請書受付期間	平成29年9月25日から平成29年9月29日まで
オ 収支計画書の開封日	平成29年10月2日
カ 書類審査・面接審査	平成29年10月中旬から平成29年10月下旬
キ 審査結果の通知	平成29年11月上旬
ク 仮協定の締結	平成29年11月中旬
ケ 指定管理者の指定	平成29年12月下旬
コ 協定の締結	平成30年3月

(2) 応募要領の配布期間、場所等

応募要領を次のとおり配布します。

配布期間：平成29年7月14日から平成29年9月29日まで

午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、土、日、祝日及び8月6日を除く。

配布場所：道路交通局道路管理課（広島市役所本庁舎8階）及び広島市ホームページ

(3) 現地見学会の開催日時、場所等

管理施設の見学会を次のとおり開催します。

開催日：平成29年7月25日 午前10時から

開催場所：交通ランド 研修棟

※ 現地見学会参加希望者は、参加申込書（様式13）を持参、郵送、FAX又は電子メー

ルで、7月24日（月）午後5時まで（必着）に道路交通局道路管理課へ提出すること
※ 当日は応募要領、仕様書を持参してください。

(4) 質問の受付

応募要領等について質問がある場合は、下記の期間内に質問票（様式12）を送付する旨を道路管理課に電話連絡の上、郵送、FAX又は電子メールで送付してください。

ア 受付期間 平成29年7月26日（水）～8月10日（木）（土日祝日を除く午前9時から午後5時まで）

イ 質問者に対して、文書又は電子メールで回答します。また、回答は8月14日までに広島市ホームページにも随時掲載します。

(5) 申請書の受付

申請書を次のとおり受け付けます。

受付期間：平成29年9月25日から平成29年9月29日 午後5時まで

提出場所：広島市道路交通局道路管理課（広島市役所本庁舎8階）

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

提出方法：持参又は郵送（特定記録郵便等とし、上記期限までの必着とします。）

※電子メール、FAXでの受付はしません。

10 提出書類・提出部数

提出書類一覧表（別紙2）のとおり

なお、申請者の発行済株式の100%を保有している親会社（株式会社に限る。）がいる場合は、親会社の財務状況も評価の対象としますので、申請者と同様の財務書類及び団体の概要を記載した書類を提出してください。

11 管理運営に関する収支計画書の開封

提出書類のうち、管理経費の収支計画書（様式5）及び積算内訳書（様式5別紙）については、次のとおり開封します。

(1) 開封日時：平成29年10月2日（月） 午前9時から

(2) 開封場所：広島市役所 本庁舎14階第2会議室

※日時、場所に変更があった場合は、後日お知らせします。

(3) 実施方法

ア 開封時には、指定管理料の提案額が上限額の範囲内であるか否かを発表します（各申請団体の提案額は発表しません。）。また、申請者が1団体のみであった場合も同様にいきます。

イ 申請者は開封の立会いを希望することができます。ただし、立会者は各申請団体につき1名とします。

12 その他留意事項

(1) 団体（1グループ）が、この募集において複数の申請をすることはできません。

(2) 申請の際に要する費用は、申請者の負担とします。

(3) 提出された書類の内容は提出後には変更できません。

(4) 必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

(5) 申請を辞退するときは、辞退届（様式14）を提出してください。ただし、提出された書類は、理由のいかんにかかわらず返却しません。

(6) 本市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。

- (7) 申請団体が応募に当たって、特許権、実用新案権その他法令に基づいて保護されている権利を侵害し、第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を申請団体が負うこととします。
- (8) 申請書類の著作権は申請者に帰属しますが、広島市が指定管理者候補者の選定の公表等必要な場合には、広島市は申請書類の著作権を無償で使用できるものとします。
- (9) 提出した申請書類は市の公文書となるため、広島市情報公開条例に基づく情報公開請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されます。

1.3 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法等

- ア 審議会において、提出書類及び面接により審査し、指定管理者として適当であると判断される団体のうちから第1位順位から第3位順位までの候補者を選定します。
- イ 応募団体が5団体を超える場合は、審議会にて提出書類を審査し5団体を選定（書類審査）した上で、面接審査を行います。書類審査の結果は全ての申請者に対して書面で通知します。
- ウ 面接は、10月中旬から10月下旬を予定しています。日程、場所等が決まり次第通知します。
- エ 面接には、応募団体（ジョイント方式により構成された団体で応募した場合は代表団体）の代表者を含む3名以内の出席をお願いします。
- オ 代表者に代わり代理人が出席する場合は、代表者の委任状（様式15）を持参してください。

(2) 仮協定・協定の締結

広島市は、第1位順位の候補者と詳細な項目について協議を行い、協議成立後、仮協定を締結します。広島市議会の議決を経た後に、候補者を指定管理者として指定し、施設管理に関する協定を締結します。

第1位順位の候補者との協議が成立しない場合には、第2位順位、第3位順位の候補者と順次協議を行います。

なお、これらの者が応募要領に掲げる欠格事項に該当する場合には、仮協定は締結しません。

- ア 協定は、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの管理経費や事業実施に係る事項等を定めた「年度別協定」で構成されます。
- イ 指定管理者が協定の締結までに次の事項に該当するときは、仮協定を解除するとともに指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
 - (7) 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき。
 - (1) 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
 - (4) 応募要領に掲げる欠格事項に該当するとき。

(3) 評価方法

広島市で定めた基準（評価基準）により評価します。

(4) 選定審査対象からの除外

次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

- ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
- イ 応募要領に違反し、又は著しく逸脱した場合
- ウ 提出書類等の提出期限を超過してから提出書類等が提出された場合
- エ 申請日以後において応募要領に掲げる欠格事項に該当した場合
- オ その他不正行為があった場合

(5) 審査結果の通知及び公表

申請者に対し、11月上旬に通知します。また、審査結果を広島市ホームページへの掲載により公表します。

(6) その他

- ア 審議会委員および本市関係職員に対し、本件公募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となる場合があります。
- イ 広島市議会で指定管理者を指定する議案が議決されなかった場合及び否決された場合、候補者が本件に関して支出した費用については、本市は補償しません。

●問い合わせ先

広島市道路交通局道路管理課

電話 082-504-2122

FAX 082-504-2379

電子メールアドレス doukan@city.hiroshima.lg.jp

〒730-8586 広島市中区国泰寺一丁目6番34号